

京都駅八条口旅客自動車待機場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年6月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 21 号

京都駅八条口旅客自動車待機場条例施行規則の一部を改正する規則

京都駅八条口旅客自動車待機場条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例施行規則

第1条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「京都駅八条口旅客自動車待機場条例」を「京都駅八条口旅客自動車待機場等条例」に、「第8条」を「第9条」に、「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

この規則中題名の改正規定及び第1条の改正規定（「京都駅八条口旅客自動車待機場条例」を「京都駅八条口旅客自動車待機場等条例」に改める部分に限る。）は平成29年7月1日から、その他の改正規定は京都駅八条口旅客自動車待機場条例の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第54号）第2条の規定の施行の日から施行する。

（都市計画局歩くまち京都推進室）